

琉球大学学術リポジトリ

外交史料館所蔵沖縄県出身移民の外務省記録（2）： 大正期の事例

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 沖縄移民研究センター 公開日: 2018-11-13 キーワード (Ja): 外務省記録, 外務省外交史料館, 沖縄県出身移民, ブラジル契約移民, 身代り渡伯, 沖縄海外協会, 大正期 キーワード (En): 作成者: 石川, 友紀, Ishikawa, Tomonori メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002010067

外交史料館所蔵沖縄県出身移民の外務省記録（2）

——大正期の事例——

石川友紀

- I. はじめに
- II. 沖縄県出身移民の外務省記録（つづき）
- III. おわりに

キーワード：外務省記録、外務省外交史料館、沖縄県出身移民、ブラジル契約移民、身代り渡伯、沖縄海外協会、大正期

I. はじめに

外務省外交史料館（在東京都港区）が開館して以来、2018年には47年目を迎えた。その間同館所蔵の外務省記録、とくに幕末から明治・大正・昭和・平成と近現代史の史（資）料が膨大な量、保有し保管され、その史料が公開され、学者・研究者を始め、国内外の多くの人々が利用し活用してきた。

本稿においても同館史料のなかから、収集してきた生の沖縄県出身移民の外務省記録を若干の私見を加えて紹介する。その時期は本誌『移民研究』第13号（1917年刊）において、同上テーマの(1)として明治期の時期を取り上げたので¹⁾、本号では大正期の事例を取り上げ、移民研究の基礎資料として参考に供したい。

II. 沖縄県出身移民の外務省記録（つづき）

1. 「伯国移民関係雑件」第二ノ一巻、自明治四十五年至大正三年。簿冊。

①「伯国行契約移民募集ニ關スル件」大正二年十月。地第一四二号。

公文書は1913年（大正2）10月11日付けで、沖縄県知事高橋琢也より外務省通商局長坂田重次郎へ送付されたものである。外務省通商局第二課で同年10月23日接受となっている。原典はつぎのとおりである（写真1）。本文の内容を現代文的に読み易くすると、以下のとおりである（引用に際し句読点を付した。以下同様）。

南米伯国（ブラジル）行契約移民中、沖縄県人は耕地より逃亡した者が多数あったことにより、渡航禁止中とのことであるが、その逃亡理由を調査したところ、本県人全部が必ずしもブラジル国の耕地労働が適さない資質を帶びているものとも認めがたい。

竹村與右衛門及び東洋移民合資会社取り扱いに係る多数の移民は、ブラジルの耕地に就労の者は利益のあることを認め、移民取扱人（移民会社）及び移民において、あちら側の状況、移民の性質及び移民が自己の能力いかんを顧みるひまなく、良否混淆（よしあしまじりあって）のまま渡航してきたことになる。

そのため、内地人と民情風俗を異にし、県民の多数が自然に耕地逃亡の不都合を惹起したものと認められる。その後県民においても渡航禁止理由の存するところを了解し、深く前非を後悔している次第につき、今後渡航する者は、自らその覚悟を異にするをもって、なかでも確実と認められる少數を渡航させるにおいては、断じて前回のごとき不都合を生

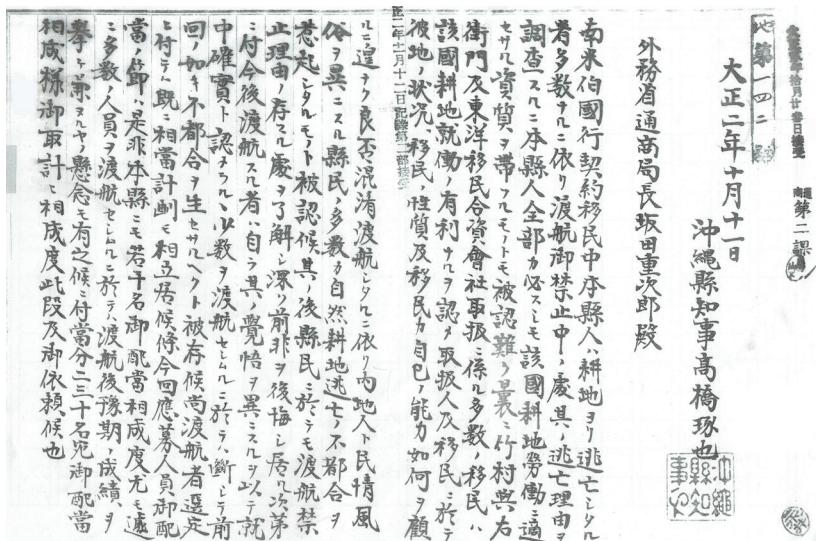


写真 1 「伯国行契約移民募集ニ関スル件」大正二年十月 地第一四二号

じさせないと思う。

なお、渡航者選定については相当計画を立てているので、今回応募人員ご配当の節は、ぜひ本県にも若干名ご配当をしてほしい。もっとも多数の人員を渡航させるにおいては、渡航後予期の成績を挙げかねる懸念もあるので、当分は 20 ~ 30 名あてご配当を取り計っていただきたく、ご依頼いたしたい。

②「伯刺西爾国行移民募集人員配当ニ関スル件」

公文書は①の件に対する返信として、外務省坂田通商局長より高橋沖縄県知事あてのものである。1913 年（大正 2）11 月 11 日送付済の通第 6440 号である。原典は次のとおりである（写真 2）。

本件に関し前月 11 日付地第 142 号をもって申し越しの件は、まず移民取扱人の意向を聴き取る必要がある。そのため、移民取扱人竹村與右衛門、東洋合資会社へ照会いたしたところ、明年 3 月中渡航伯国移民（各 1,500 人あて取り扱い）は前月の 22 日本省の承認を待つて、直ちに各県に募集人員を割り当て、募集に着手し、各県とも定数の応募者を得べき見込みで、貴県（沖縄県）へ配当すべき余分の数がない。申し出に対し以上の通りなので、ご了承されたく回答といたします。

2. 「伯国移民関係雑件」第四ノ二卷 自大正七年至大正八年 簿冊

①「沖縄県下募集ノ伯国行新移民非難ニ間スル件」大正八年三月

伯国サンパウロ松村総領事より外務省内田外務大臣あての電報である。1919 年（大正 8 年）3 月 10 日午前 10 時 30 分サンパウロ発、同年同月 12 日午前 1 時 20 分本省着。

第七号、沖縄新移民ハ概シテ素質劣悪ナル上ニ、偽造家族多ク、成績極メテ不良。本邦移民ノ声価ニ影響シツツアリ。此ノ際取締ヲ厳重ニシ、優良ナル家族ノ外渡航ヲ許可セザル様、御取計相成タシ。

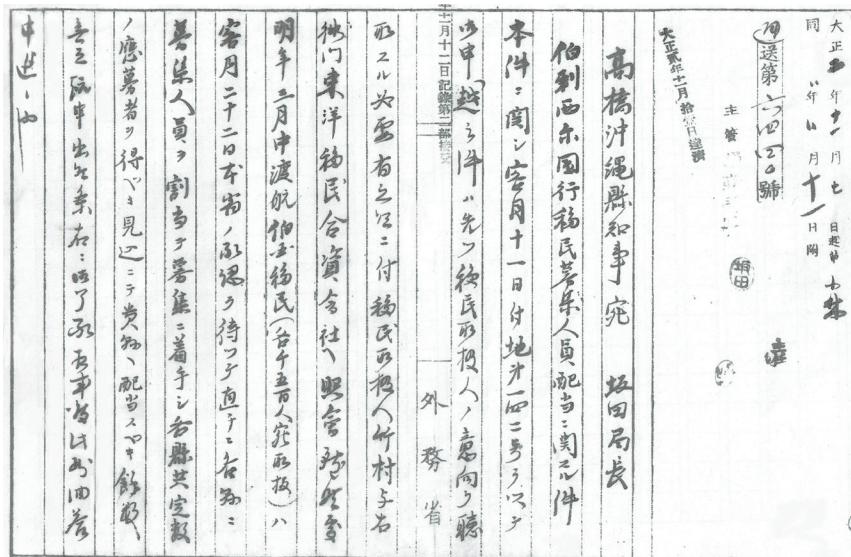


写真2 「伯刺西爾國行移民募集人員配當ニ關スル件」

公文書は急を要する電報の形をとっている。その内容は沖縄新移民は概して素質が劣悪で、偽造家族が多く、成績がきわめて不良である。そのため日本人移民の声価に影響しつつある。この際取締を厳重にし、優良な家族のほかは渡航を許可しないようお取り計り願いたい。

このように、ブラジルへの沖縄県出身移民の渡航に際し、サンパウロの総領事が県移民を非難し、その理由を述べて制限するよう外務省へ働きかけたことは、県移民側からすると差別問題とも受けとられた。この県移民に対するブラジルへの契約移民の渡航禁止、あるいは渡航制限の問題は、1908年（明治41）の初回笠戸丸で多数を占めたことから、明治末期から大正期全般にかけて、外務省や現地の総領事館、契約耕地主から指摘され、実行され、県側はたえず反発し、渡航禁止の解除方の陳情を続けていた事象であった。

②「沖縄県下募集ノ伯国行新移民非難ニ關スル件」大正八年三月

内田外務大臣より沖縄県知事あて、機密送第12号の公文書である。1919年（大正8）3月18日発送済。

最近伯国渡航シタル貴県下募集移民ハ其素質概シテ劣悪ナルノミナラス、仮構家族多ク、成績頗ル不良ニシテ、同国ニ於ケル一般本邦移民ノ声価ニ甚大ナル悪影響ヲ与ヘツツアルニ付、今後ハ優良ナル家族ノ外渡航ヲ許可セサル様ニセラレタキ旨、今般在サンパウロ松村総領事ヨリ電報ニ接シ候。從来此種ノ非難ニ対スル注意方ニ關シテハ、累次申進置候次第モ有之。貴庁ニ於テモ予テ充分御留意相成居ルコト在候ヘトモ、今後ハ一層厳重ナル調査及取締ヲ励行シ、實際優良ナル家族ト確認セラルモノノ外ハ渡航ヲ許可セラレサル様、願度然ル以申進候也。

公文書は先の現地サンパウロの松村総領事の電報文のとおり、沖縄県出身移民が耕地で非難されることがないよう、優良な家族移民を送ってほしい趣旨の内田外務大臣より沖縄県知事に送付したものである。

③「沖縄県下募集ノ伯国行新移民非難ニ関スル件」大正八年三月

外務省田仲通商局長より海外興業株式会社社長神山潤次あて、機密送第 14 号の公文書である。1919 年（大正 8）3 月 18 日発送済。

貴社取扱ノ下ニ最近伯国ニ渡航シタル沖縄県下募集移民ハ其素質概シテ劣悪ナルノミナラス、仮構家族多ク、其ノ成績極メテ不良ニシテ、同国ニ於ケル一般本邦移民ノ声価ニ悪影響ヲ及セルニ付、今後取締ヲ厳重ニシ、優良ナル家族ノ外渡航ヲ許可セサル様ニセラレ度旨、今般在サンパウロ松村総領事ヨリ電報ニ接シ候。従来此種ノ非難ヲ受ケサル様注意方ニ関シテ、当省ヨリ累次申進置候次第有之。貴社に於テモ充分留意致様居ルコト存候也。

今回右様ノ報告ヲ見ルニ到リタルハ誠ニ遺憾ノ次第ニシテ、當該県庁ニ対シテハ今後ハ一層厳重ナル監督ヲ加へ、実際優良ナル家族ト確認セラルモノノ外ハ渡航ノ許可セザル様、当省大臣ヨリ通達次第候。就テハ貴社ニ於テモ今後同県ヨリ募集スル移民ニ対シテハ、充分慎重ニ調査精選ヲ遂ゲ、今回ノ如キ失態ヲ重ネサルコトニ一層御留意相成度此段申進候也。

この機密の公文書は外務省田中通商局長よりブラジル移民を取り扱っている海外興業株式会社神山社長に送付したものである。その内容は沖縄県知事あての文面とほぼ同じである。すなわち、現地サンパウロ総領事より沖縄県出身移民は概して素質劣悪なるのみならず、仮構家族が多く、耕地での成績が極めて不良で、ブラジルにおける日本人移民の声価に悪影響を及ぼしている。今後取り締りを厳重にし、新移民を送り出す際には優良な移民を選出してほしい。以上の要請をうけて、貴社においても沖縄県より募集する移民は充分に精選して送り出してほしい。

④「沖縄県下募集ノ伯国行新移民非難ニ関スル件」大正八年三月

ブラジルのリベロンプレト一三隅分館主任より内田外務大臣あて、第 2 号、電報大正 8 年 3 月 15 日午後 1 時 20 分リベロンプレト一発、同年 3 月 24 日午前 12 時 50 分本省着。

當地方ニ於ケル沖縄移民ハ成績不良ニシテ、耕主側ニ排斥ノ非アルニ付キ、厳重二人選御取扱ヒノ上、渡航者ヲ制限アリタシ。

公文書は、リベロンプレト一三隅分館主任より内田外務大臣にあてた 1919 年（大正 8）3 月 15 日付けの電報である。その内容はブラジルにおいて沖縄県出身の契約移民が数多く配置されたサンパウロ州のリベロンプレト一周辺地域でも県移民が成績不良で耕主側から排斥され非難されているので、今後移民の送り出しに当っては厳重に人選し、渡航者の人数も制限してほしい。

⑤「沖縄県下募集伯国渡航移民ノ不成績ニ関スル件」大正八年四月

内田外務大臣より沖縄県知事あて、通送3710号、大正8年3月27日起草、同年4月2日附、同年4月2日発送済。

本件ニ關シ在サンパウロ松村総領事ヨリ來電ノ次第ハ本月十八日付通機密送第一二号アリ。委細及通達置候ヒ処、今回更ニ在「リベロンプレート」三隅分館主任ヨリモ電報ヲ以テ、同地方ニ於ケル貴県下募集移民ノ成績頗ル不良ニテ、耕地主側に於テ之ヲ排斥セントスル兆候ヲ示シ居ルニ付、其人選ニ付一層嚴重ナル取締ヲ励行シ、渡航者ニ制限ヲ加フル様致度旨申越候ニ付、御承知ノ上、貴県下募集伯国行移民ノ人選ニ付、充分御注意致サレ候様、此度此段重ネテ申進候也。

公文書は内田外務大臣より沖縄県知事あて1919年（大正8）4月2日付けで発送されたものである、その内容は沖縄県で募集したブラジル移民が成績不良のため耕地主から排斥の兆候があることをサンパウロの総領事につづいて、リベロンプレートの三隅分館主任からも電報で伝えてきた。今後は移民の人選については充分に注意してほしい。

⑥「沖縄県下募集伯国渡航移民・不成績ニ関スル件」大正八年四月

外務省通商局より伯刺西爾移民組合あて、通送第349号、大正8年4月2日附、大正8年4月2日発送済。

貴組合取締ノ下ニ最近伯国ニ渡航シテル沖縄県下募集移民ハ其素質概シテ劣悪ナルノミナラス、仮構家族多ク、其ノ成績極メテ不良ニシテ、同国ニ於ケル一般本邦移民ノ声価ニ悪影響ヲ与ヘツトアルニ付、今後ハ更ニ取締ヲ嚴重ニシ、優良ナル家族ノ外渡航ヲ許可セサル様セラレ度旨、此程在サンパウロ松村総領事ヨリ電報ニ接シ致ニ付、當該県庁ニ対シ、今後一層嚴重ナル監督ヲ加ヘ、實際優良ナル家族ト確認セラルモノト外渡航ヲ許可セサル様、當省大臣ヨリ通達致候、尚同時ニ通商局長ヨリ客月十八日附通機密送第一四号ヲ以テ、海外興業株式会社ニ対シ、今後同県ヨリ募集スル移民ニ対シテハ充分慎重ニ調査ヲ遂ケ、今回ノ如キ失態ヲ重ネサル様、注意ヲ喚起致置候処、今般更ニ在「リベロンプレート」三隅分館主任ヨリモ、電報ヲ以て同地方ニ於ケル沖縄県募集移民ノ成績頗ル不良ニシテ、耕地主側ニ於テ之ヲ排斥セントスルノ兆候ヲ示シ居ルニ付、其人選ニ一層嚴重ナル取締ヲ励行シ、渡航者ニ制限ヲ加フル様致度旨申越候。

本件ハ本邦移民全般ノ声価ニ影響アリ。其関係スル所極メテ重大ナルニ付、御了意ノ上、今後沖縄県下ニ於テ募集スル伯国行移民ノ人選ニ付テハ充分御注意相成度此段申進候也。

公文書は外務省通商局よりブラジル移民組合あてのもので、1919年（大正8）4月2日に発送されている。その内容は前記した①～⑤の公文書にあるように、サンパウロ総領事とリベロンプレート（現リベイロンプレート）分館主任の電報をうけ、その趣旨にそって、今後沖縄県下ブラジル移民募集に際しては人選して優良移民に限り送り出し、その数も制

限するよう外務省が通達したものである。

⑦「沖縄県下募集伯国渡航移民ノ不成績ニ関スル件」大正八年三月

海外興業株式会社（在東京市）社長神山閏次より外務省通商局長田中都吉あて、発第1178号、大正8年3月25日付。

拝啓 通機密第一四号ヲ以テ、沖縄県伯国行移民ノ素質並仮構家族ニ關シ、御注意ノ件難有拝承仕リ候。本件ニ付テハ御趣旨ニ基キ、沖縄県弊社出張所長ニ通達シ、慎重調査ノ上諸事遺憾ナキヲ期スヘキ旨、十分戒告致置候間、左様御諒承致申度御請迄此段得貴意候。敬具

公文書は当時ブラジルへの契約移民をほぼ一手に取り扱っていた海外興業株式会社から外務省通商局へ、1919年（大正8）3月25日付けの返信である。その内容は沖縄県伯国行移民の素質と仮構家族に関して、外務省のご注意の趣旨に従って、慎重調査のうえ諸事いかんなきよう、当社の沖縄県出張所長に通達したところである。

3.「身代リ渡伯者沖縄県人稻福可全並ニ其家族取調方ノ件」大正八年七月。

①在サンパウロ総領事松村貞雄より外務大臣子爵内田康也あて、通公第29号、大正8年3月12日付、有添付物。大正8年7月23日接受、主管通商局第3課赤松、附属書類添附。

「身代リ渡來者取調方ノ件」

沖縄県中頭郡具志川村字安慶名弐千百七拾参番地 戸主稻福可全、妻ナヘ、四男可昌、弟可善。

右者東洋移民合資会社ノ取扱ニテ當伯国へ航航ノ義、沖縄県知事ノ許可ヲ得タルガ、ナヘ、可昌両名ハ事実渡來セズシテ、可善妻ウシ及長男可清ナル者、其ノ氏名ヲ詐称シテ、兵庫県庁ヨリ旅券下附ヲ受ケ渡航セシ旨申出候ニ就テハ、事実御調査可然御措置ノ上、結果何分ノ御回報相成候様致度、當該渡航許可証及旅券添付、此段申進候。敬具

追テ、添付ノ書類御用済ノ上ハ御返戻相成候様致度申添候。

公文書はブラジルのサンパウロ総領事より外務大臣あて、1919年（大正8）3月12日付けの身代り渡伯者沖縄県出身移民の稻福可全並びにその家族取り調べ方の件である。その内容は、沖縄県中頭郡具志川村字安慶名2,173番地に戸籍のある稻福可全は、東洋移民合資会社の取り扱いでブラジルへ渡航の際、戸主可全、妻ナヘ、4男可昌、弟可善の4人名義で沖縄県知事の許可を得ていた。しかし、事実はナヘ、可昌の両人は渡来せず、代わりに弟可善妻ウシ、戸主可全長男可清の両人が渡伯してきた、との申し出があった。このことは兵庫県庁より旅券の下付を受けた際、氏名を詐称したことになる。

以上のことについては、事実を調査し措置したうえ、結果を返信していただきたく、本人らの渡航許可証と旅券を添えて申し出ます。なお、添付の書類はご用済みになりましたら、ご返却をお願い申し上げます。

②「身代り渡伯者取調方ノ件」外務省通商局長より兵庫県知事あて、通三送第7560号。大正8年7月31日発送済。

沖縄県中頭郡具志川村字安慶名二一七三、戸主稻福可全、妻ナヘ、四男可昌、弟可善。

右ノ者等東洋移民合資社ノ取扱ニ依リ、大正六年十月二十日沖縄県知事ヨリ伯刺西爾渡航ノ許可ヲ得タルカ、「ナヘ」及可昌ノ両名ハ事実渡航セス、可善妻「ウシ」及長男可清ナル者、其氏名ヲ詐称シ、大正六年十一月二十日付県ヨリ旅券第一一八〇八四号ノ下付ヲ受ケ渡伯セシコト、今般發見致候趣、在サンパウロ松村総領事ヨリ申越有之候ニ付、右事実御調査ノ上、相当御措置相成、其結果御回報方有之度此段申進候也。

追テ、本件ハ沖縄県知事ヘモ同様移牒致置候。

公文書はブラジルへの身代り渡航者の取り調べについて、外務省通商局長より移民出発港の兵庫県知事あて、1919年（大正8）7月31日付けで発送したものである。その内容は、沖縄県具志川村字安慶名に本籍のある戸主稻福可全、妻ナヘ、4男可昌、弟可善名義の4人が東洋移民合資会社の取り扱いにより、沖縄県知事より1917年（大正6）10月20日付で、ブラジルへの渡航許可をえている。しかし、実際はその4人のうち、世帯主可全の妻ナヘと4男可昌の兩人は渡航せず、その身代りとして弟可善の妻ウシと長男の可清が、ブラジルへ契約移民としてきていたことが今般発見された。そのことがサンパウロ松村総領事より連絡があった。その件につき調査をお願いし、結果を知らせてほしい。

③「身代り渡伯者取調方ノ件」外務省通商局長より沖縄県知事あて、通三送第7564号、大正8年7月29日起草、同年7月31日附。大正8年7月31日発送済。

沖縄県中頭郡具志川村字安慶名二一七三、戸主稻福可全、妻ナヘ、四男可昌、弟可善。

右ノ者等東洋移民合資会社ノ取扱ニテ、大正六年十月二十日貴官ヨリ伯刺西爾渡航ノ許可ヲ得タルカ、「ナヘ」及可昌ノ両名ハ事実渡航セス、可善妻「ウシ」及長男可清ナル者其氏名ヲ詐称シテ大正六年十一月二日兵庫県庁ヨリ旅券ノ下付ヲ受ケ渡伯セシコト、今般發見致候趣在サンパウロ松村総領事ヨリ申越有之候ニ付、右事実御調査ノ上、相当御措置相成、其結果御回報有之度、別紙渡航許可証及旅券添付、此段申進候也。

追テ、本件ハ兵庫県知事ヘモ同様移牒致置候。尚別紙添附書類御用済ノ上ハ、御回報ト共ニ當方へ御返付相成度候。別紙添付ノ事。

公文書はブラジルへの身代り渡航者の取り調べについて、外務省通商局長より沖縄県知事あて、1919年（大正8）7月31日付けで発送したものである。その内容はすべて前記②と同様である。このことは外務省通商局が移民の出身地の沖縄県と、出発港である兵庫県へ同時に公文書を発送し、稻福可全とその家族の身代り渡伯の実態を調査し、その結果報告を依頼している。その際送付した別紙添附書類は、調査済みしだい返却してほしい。

④「偽名渡伯移民ノ件」沖縄県知事川越壯介より外務省通商局長田中都吉あて, 530 の 4 号, 大正 8 年 9 月 10 日付, 大正 8 年 9 月 22 日通商局第 3 課接受。

沖縄県中頭郡具志川村字安慶名二一七三番地, 戸主, 家長稻福可全, 妻ナヘ, 四男可昌, 弟可善。右者共移民取扱人東洋移民合資会社ノ取扱ニ依リ, 大正六年十月二十日伯刺西爾

渡航ノ許可ヲ得タル処, 右ナヘ及可昌は渡航セス, 可善妻ウシ及長男可清ナル者, 其氏名ヲ詐称シ渡航シタル旨, 七月三十一日付通三送第七五六四号ヲ以て御通牒相成候ニ付調査スルニ, 當初前記四名ハ一家族ヲ構成シ, 渡航ノ目的ニテ旅費其他ノ準備ヲ為シタリシニ, 突然可全妻ナヘ熱病ニ罹リ到底出発マテニ全癒ノ見込ナカリシヲ以て, 渡航ヲ思止マラムトシタルモ, 旅費ノ調達其他渡航ノ準備モ整ヒタル際ナレバ, 種々不都合ヲ来スコトアリ。詮方ナク同居中ノ弟可善妻ウシ並長男可清ヲ「ナヘ」及可昌ナリト偽装シテ, 出願渡航ノ許可ヲ得, 兵庫県庁ヨリ旅券ノ交付ヲ受ケ渡伯シタル者ニ有之。右等司法処分ニ關シテハ目下手続中ニ候。右及回答候也。

追テ, 御送付ニ係ル旅券並渡航許可証ハ, 事件終了次第返付致スヘク候。

公文書は偽名渡伯の移民の件で, 沖縄県知事より外務省通商局長あて, 1919 年 (大正 8) 9 月 10 日付けで返信したものである。その内容は, 1917 年 (大正 6) 10 月 20 日付けでブラジルに渡航の許可を得ていた家長稻福可全の妻ナヘと 4 男可昌は渡航せず, 身代りとして弟可善の妻ウシと長男の可清が偽名で渡伯したことの実態は, 以下のとおりであった。

当初前記 4 名は一家族を構成し, 渡伯の目的で旅費その他の準備をしていた。急に可全の妻が熱病にかかり, とうてい出発までに全快の見込みが立たなかつたので, 渡航を思い止まらせようとした。しかし, 旅費の調達その他渡航の準備もできていた際なので, 種々不都合をきたすことがあった。仕方なく同居中の弟可善妻ウシ並びに長男可清を, ナヘ及び可昌と偽装して出願渡航の許可を得, 兵庫県庁より旅券の交付を受け渡伯した者である。この件の司法処分に関しては, 現在手続中であることを回答いたします。なお, ご送付いただいた旅券並びに渡航許可証は, 事件終了しだい返送いたします。

⑤「身代リ渡伯者ニ關スル件」兵庫県知事有吉忠一より外務省通商局長田中都吉あて, 10557 号, 大正 8 年 9 月 22 日付, 大正 8 年 9 月 25 日通商局第 3 課接受。

本年七月三十一日通三送第七五六〇号ヲ以テ, 稲福可全外三名偽家族渡伯ニ付, 調査方ノ件ハ御照会之趣了承調査候処, 何分當時ノ事情判明セサルモ, 可全ノ妻ナヘ, 及可昌病氣ノ為出発セズ, 可全ノ弟可善妻ウシ, 長男可清ガ偽名偽装家族ヲ構成渡航シタル趣ニ有之。當時旅券交付ノ際之ヲ発見スルヲ得サリシモノニ有之候。付テハ係員ニ対シテハ注意ヲ促シ, 且前記渡航者ハ沖縄県ニ於テ司法処分手續中ノ趣ニ有之候条此段及回答候也。

公文書は身代り渡伯者に関する件で, 兵庫県知事より外務省通商局長あて, 1919 年 (大正 8) 9 月 22 日付けで返信したものである。その内容は本年 7 月 31 日付け, 稲福可全

ほか3名の偽家族渡伯について調査の照会があり、その調査をいたしたが、当時の事情は判明しなかった。すなわち、稻福可全一家が偽名偽装家族を構成し渡伯したことは、当時旅券交付の際発見できなかった。係員に対しては注意を促している。また、前記渡航者は沖縄県において司法処分の手続中であることを回答いたします。

⑥「沖縄県人稻福ナヘ等ノ身代リ渡伯ニ関スル件」内田外務大臣より在サンパウロ野田総領事代理あて、通三送第69号、大正8年9月23日起草、同年10月1日附、大正8年10月1日発送済。

本件ニ關シ本年三月十二日付通公第二九号ヲ以テ、御申越ノ趣了承。右ハ沖縄県庁ニ於テ、取調ノ結果。

沖縄県中頭郡具志川村字安慶名二一七三番地、戸主、家長稻福可全、妻ナヘ、四男可昌、弟可善。

四名ハ一家族ヲ構成シ、渡伯ノ目的ヲ以テ旅費其他ノ準備ヲ為シタル処、突然妻「ナヘ」ハ熱病ニ罹り、到底出発マデニ全癒ノ見込ナカリシヲ以テ渡航ヲ思止マラントシタルモ、既ニ旅費ノ調達其他渡航ノ準備ヲ整ヒタル際ナレバ、種々不都合ヲ来ス可キニ付、詮方ナク同居中ノ弟可善妻「ウシ」並長男可清ヲ「ナヘ」及「可昌」ナリト詐称シテ出願、渡航ノ許可ヲ得、兵庫県庁ヨリ旅券ノ交付ヲ受ケテ渡伯シタルモノタルコト判明シ、目下本件司法処分ニ關シ手続中ノ趣ニ有之候条左様御了知相成度此段及回答候。

追テ、御送附ノ旅券並渡航許可証ハ沖縄県庁ニ於テ願置中ニ付、事件終了次第可及御返送候。

公文書は沖縄県人稻福ナヘ等の身代り渡伯に関する件で、外務大臣よりサンパウロ総領事代理あて、1919年（大正8）10月1日付で発送されたものである。その内容は④「偽名渡伯移民ノ件」で、沖縄県知事より外務省通商局長あての1919年（大正8）9月22日接受した文面をうけ、同じ内容をブラジルの総領事館へ伝えたものである。

⑦「身代渡來者ノ戸籍届書進達ノ件」在サンパウロ総領事代理領事野田良治より外務大臣子爵内田康哉あて、通公第161号、大正8年10月1日付。大正8年11月25日通商局第3課接受。別紙及附属届書添付。

別紙目録所載ノ沖縄県人稻福可清死亡届及稻福君子出生届ハ、本年三月十二日附通公第二九号ヲ以テ申進置候。身代渡來ノ件ニ關連スルモノニ有之候処、同件ニ對シテハ未ダ御調査ノ結果御回報ニ接セズ候へ共、兎ニ角届書受理ノ上差進候間、可然御措置相成候様致度此段申越候。敬具

公文書は身代り渡來者の戸籍届書進達の件で、ブラジルのサンパウロ総領事代理の野田良治領事より、内田康哉外務大臣あて1919年（大正8）11月25日に接受したもので、別紙届書が添付されていた。その内容は、別紙目録所載の沖縄県人稻福可清の死亡届と稻福君子の出生届の書類が本年3月12日付で申し送られてきた。今回の身代り渡來に關連

する件については、いまだ調査中で、その回答に接しないが、届書を受理したので、ご措置をしていただきたい。

⑧「戸籍ニ関スル届書進達目録（其ノ二）」在サンパウロ帝国総領事館より外務省あて、通公第 161 号附属。「其ノ一」ハ通公第 160 号附属。大正 8 年 9 月中。

届書送付先ノ本籍：沖縄県中頭郡具志川村安慶名二一七三。氏名：可全弟稻福可善，男女別：長男，本人氏名：稻福可清，届書種類・添付書類：死亡届・死亡証明書。

戸籍：同上，氏名：可全弟稻福可善，男女別：長女，本人氏名：稻福君子，同上：出生届。

公文書は戸籍に関する届書進達目録で、ブラジルのサンパウロ帝国総領事館より外務省あて、⑦の添付書類として表の形式をとっている。その内容は 1919 年（大正 8）9 月中のもので、沖縄県中頭郡具志川村字安慶名 2173 番地に戸籍のある戸主稻福可全弟可善の長男稻福可清の死亡届と死亡証明書および可善の長女稻福君子の出生届である。

4. 「海外移植民國体関係雑件、各地海外協会」第単巻 J120, J12-2 簿冊。

①「公事ニ関スル結社組織ノ件」沖縄県知事亀井光政より、内務大臣若槻礼次郎・外務大臣幣原喜重郎あて、高親第 13102 号、大正 13 年 12 月 10 日付。

本県ノ如ク人口過剰、天然資源希稀ニシテ県民生活ノ窮迫セル所ニ於テハ、海外智識ノ普及、移殖民ノ奨励並其ノ教養、対外発展、指導者ノ養成、在外移民保護ノ方法ヲ講ズルハ最モ緊要事ナリトシ、本年十一月貴衆両院議員、県会議員、其他県下各地方ノ有力者約六十名発起者トナリ、之カ機関トシテ沖縄海外協会ヲ組織シ、目下県内外ニ互リ会員募集中ニテ、主意書、規約ハ別記ノ通ニ有之。別紙結社表添付及申報候也。

公文書は公事に関する結社組織の件で、沖縄県知事より内務大臣及び外務大臣あて 1924 年（大正 13）12 月 10 日付で発送したものである。その内容は沖縄県のように人口過剰、天然資源が希薄で県民生活が窮迫しているところにおいては、海外知識の普及、移殖民の奨励並びにその教養、対外発展、指導者の養成、在外移民の保護策を講ずることは最も緊要なことである。

そのため本年 11 月貴族院と衆議院両院の議員、県会議員、そのほか県下各地方の有力者約 60 名が発起人となり、その機関として沖縄海外協会を組織し、目下県内外にわたり会員を募集中である。主意書並びに規約は別記のとおりである。また、結社表を添付して申請いたします。

②「沖縄海外協会主意書」

同上注意書を原典のまま掲載し、第二次世界大戦前の沖縄県海外協会²⁾（1924 年 11 月創設）前に作成したと思われる主意書（趣意書）について、政府へ提出された原形をみることにする（写真 3）。以下、内容を紹介する。

移植民問題は日本においては経済上からも、また社会上からも重大な問題である。とくに本県のような人口過剰、天然資源の少なさが県民生活を窮迫させている所においては、

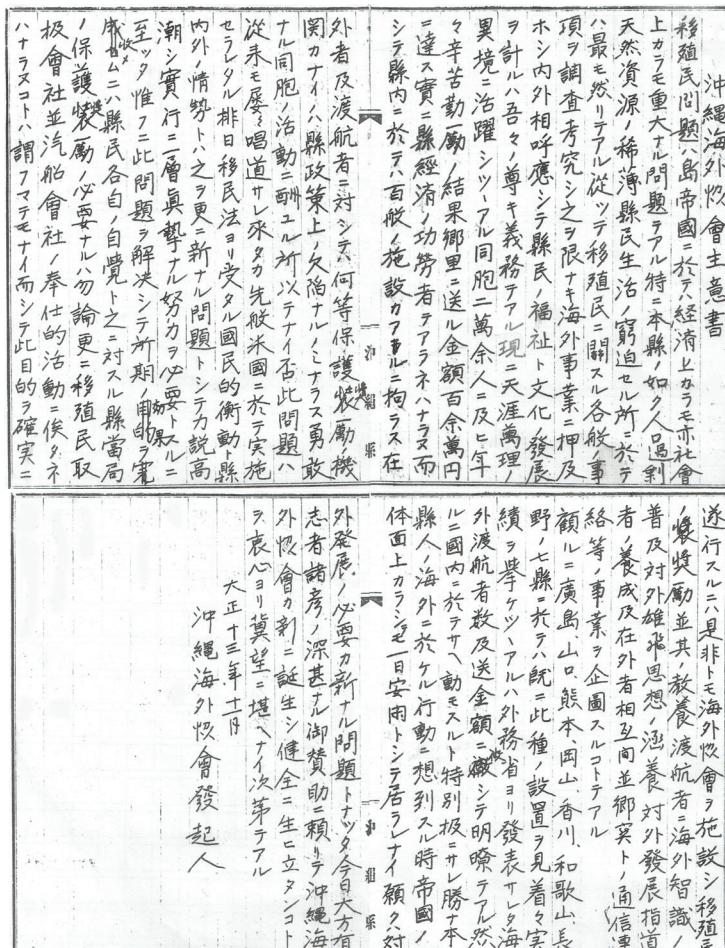


写真3 「沖縄海外協会主意書」

最も重要なことである。そのため、移殖民に関する各般の事項を調査研究をし、これを限りない海外事業に及ぼし、県民の福祉と文化の発展を図ることは我々の義務である。

現に天涯万里の異郷に活躍しつつある同胞は2万余人に及び、年々辛苦勤効の結果、郷里に送る金額は100余万円に達す。実に県経済の功労者であると言わなければならぬ。その結果、県内においてはいろいろな種類の施設があるにかかわらず、在外者や渡航者に對しては、何等保護奨励の機関がないのは、県政策上の欠陥なるのみならず、勇敢な海外同胞の活動にむくいる所もない。いな、この問題は從来もしばしば唱道されてきていたが、先般米国において実施された「排日移民法」より受けた国民的衝動と、県内外の情勢とはこれをさらに新たなる問題として力説し、最高潮に達し、その実行に一層真摯な努力を必要とするに至った。

思うに、この問題を解決し、所期の効果を収めるには県民各自の自覚と、これに対する県当局の保護奨励の必要なことはもちろん、さらに移殖民取扱会社並びに汽船会社の奉仕的活動にまたねばならないことは言うまでもない。そうであるから、この目的を確実に遂

行するには、ぜひとも海外協会を設置し、移殖民の奨励並びにその教養、渡航者に対する海外知識の普及、対外雄飛思想の涵養、対外発展指導者の養成及び在外者相互間並びに郷里との通信連絡等の事業を企図することである。

かえりみると、広島、山口、熊本、岡山、香川、和歌山、長野の7県においては、すでに此の種の設置をみ、着々実績を挙げつつあることは、外務省より発表された海外渡航者数及び送金額に徴して明瞭である。しかるに、国内においてさえどうもすると、特別扱いにされがちな本県人の海外における行動に思い至る時、帝国（日本）の体面上からしても、一日も安閑としていられない。

願わくは、対外発展の必要が新たなる問題となった今日、大方有志者諸彦の深甚なご贊助に頼って、沖縄海外協会が新たに誕生し、健全におい立っていくことを衷心より希望する次第であります。

大正13年（1924）11月

沖縄海外協会発起人

③「沖縄海外協会規則」（写真4）

本「沖縄海外規則」は前記②「沖縄海外協会主意書」に続くもので、同協会創設の際の最重要的な法規である。以下、重要と思われる条文を取り上げ、その内容を紹介しよう。第1条は本会の名称を沖縄海外協会と称す、としている。その後沖縄県海外協会と名称が変更される。また、事務所は沖縄県庁内に置く。

第2条は本会設立の目的で、海外在住の本県民、いわゆる移民と連絡し、その福祉を増進し、併せて県民の海外発展を図る。

第3条は前条の目的を達成するために必要な、以下の6項目の事業を行う。

- ①県民の海外発展に関し、諸般の調査。
- ②海外在住の県民と連絡を計り、諸般事項の調査及び斡旋。
- ③海外発展に関する思想の普及を計り、海外渡航者に対して諸般の便宜供与。
- ④会報の発行。
- ⑤海外発展に必要な人材の養成。
- ⑥その他必要と認める事項。

第4条は本会会員を希望する者は、隨時申込みをした者を受けつける。

第5条は本会に下記の役員を置く。会長1名、副会長1名、理事若干名、評議員若干名。

第6条は会長職は本県知事を推戴す。副会長及び理事は評議員会において選挙す。評議員は総会において会員中より選挙する。

第8条は役員の任期は2か年とする。ただし、再選することも可能である。

第9条は毎年1回定期総会を開く。ただし、場合により臨時総会を召集することもある。

第11条は本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第13条は本会の会費は国内居住者1か年に1円、海外居住者1か年に4円とする。

第15条は渡航県民の多数いる海外重要地には、とくに支部会を設置する。支部会においては本会の承認を経て、特別の規定を設けることができる。

写真4 「沖縄海外協会規則」

II. おわりに

本誌『移民研究』第13号（2017年刊）に掲載した「外務省外交史料館所蔵沖縄県出身移民の外務省記録（1）——明治期の事例——」につづき、本号では大正期の事例を（2）として、外務省外交史料館で収集した史料を公開し、移民研究の基礎研究になればと考えた。以下、取り上げた県関係の外務省記録の項目と年月を列挙してみる。

- (1)「伯国（ブラジル）行契約移民募集に関する件」1913年（大正2）10月。
- (2)「沖縄県下募集の伯国行新移民非難に関する件」1919年（大正8）3月。
- (3)「身代り渡伯者沖縄県人稻福可全並に其家族取調方の件」1919年（大正8）7月。
- (4)「公事に関する結社組織（沖縄海外協会）の件」1924年（大正13年）12月。

上記項目(1)(2)(3)は、全て大正期におけるブラジルの沖縄県出身契約移民に関するものである。その内容はいずれの件も、外務省・沖縄県庁・関連県庁（兵庫県）・移民取扱人（移民会社など）との往復文書である。

(1)(2)は沖縄県移民が現地の契約耕地において成績が不良であるのは、素質がよくないからだとし、これまで多数送ってきた移民を、今後は制限して質のよい移民を送出するよう、サンパウロ総領事館などからの要請を受けて、外務省もその通り通達を出していることである。

(3)はブラジルへ渡航した県移民のうち、その1家族4人の中に、2人の身代り渡航者が渡伯後判明し、処分問題も含めて、その実態が明らかとなった。

(4)は沖縄県において、海外移民の熱意と多数の県民の協力、また県庁の後押しで、1924年（大正13）11月に沖縄（県）海外協会が創立された、その前段階として県庁から外務省へ提出された同協会の設立目的、設立主意書（趣意書）、協会規則の原形が新たな史料として発掘されたものである。

今後の課題としては、同上テーマの(1)(2)に続き、次回は(3)として昭和戦前期の事例を取り上げる予定である。しかし、膨大な外務省外交史料館の所蔵資料の中から、沖縄県関係の外務省記録を掘り出すことは、個人の力のみではとうてい至難のわざである。そこでひとつ提案したいことは、県史や市町村史、字史誌の移民・出稼ぎ編の編集の段階で、外務省外交史料館やJICA横浜の海外移住資料館の県関係史料を新たに発掘してほしい。それと併行して、これまで収集してきた多くの移民関係史誌料を一括保存・管理する「世界ウチナーンチュセンター」としての移民資料館を、1990年の「第1回世界のウチナーンチュ大会」から提言され続けているので、1921年の「第7回世界のウチナーンチュ大会」までにはその設立を強く要望する次第である。

注

- 1) 石川友紀（2017）「外交史料館所蔵沖縄県出身移民の外務省記録(1)——明治期の事例——」『移民研究』第13号、pp.105-120、を参照してほしい。
- 2) 沖縄県海外協会に関しては、戦前戦後多くの記述がみられるが、コンパクトにまとめられた以下の文献を参考にしてほしい。瑞慶覧長仁（1983）『沖縄県海外協会』『沖縄大百科事典』上巻、pp.463-464、沖縄タイムス社。石川友紀（2016）「沖縄県海外協会機関誌『南鵬』『雄飛』の発刊・継続とその内容の考察(1)」『沖縄地理』第16号、pp.107-122、沖縄地理学会。

（いしかわ ともり・琉球大学名誉教授・地理学）